

避難指示区域における放れ畜の現状と対策

MAFF

- 原発から半径20km圏内の旧警戒区域で放れている家畜について、福島県は、原子力災害対策本部長指示に基づき、捕獲を推進し、区域の復興を支援。
- 当省及び(独)家畜改良センターからは、延べ約5,400名を派遣し、県の捕獲作業等を支援。
- 平成26年1月末までに、牛約2,400頭、豚約3,400頭を捕獲(うち牛約1,700頭、豚全頭を処分)。これまでの巡回確認において放れ畜の形跡が認められないことから、県は同年2月末に全頭捕獲と判断。引き続き、巡回確認を実施。

【残された課題】

旧警戒区域内で継続飼養されている家畜に対する出荷や繁殖の制限、個体識別の徹底等の指導。

平成26年1月末に捕獲を終了



群れの捕獲に適した固定柵



少頭数の牛に適した移動柵

継続飼養農家への対応を推進

旧警戒区域内では、
5市町村、10戸で、
捕獲した家畜約570頭を
継続飼養中

(平成27年9月30日現在)



個体識別のためのマーキング実施

原子力災害対策本部長(総理)指示 (平成24年4月5日)に基づく対応

- 旧警戒区域内に放れている家畜については捕獲を進め、原則として所有者の同意を得た上で、家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)による処分を実施。
- 通いが可能となった農場において継続飼養を望む場合は、①当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限、②個体識別の徹底、③隔離飼養などを、所有者に対して徹底して行うよう要請した上で、当該家畜を引き渡す。

間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援

MAFF

- 被災地の森林・林業の再生を図るため、汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林を対象に、県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策（放射性物質の付着した枝葉の処理や木柵等への利用による拡散抑制など）を一体的に推進する実証事業を実施。

【残された課題】市町村、地域住民等の理解に基づく本対策の計画的かつ着実な実施。

公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

○実証地選定のための森林調査等

- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



同意取付

○公的主体による森林整備

- 放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備



○放射性物質対策の実証

- 放射性物質への影響に対処するため、森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
- 木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

福島県及び34市町村で全体計画等の策定を進め、森林整備等を実行中。



間伐、作業道整備後



木柵工の設置



枝葉の集積作業

放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援

MAFF

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施(順次、漁業種類・対象種・海域を拡大)。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

【残された課題】 試験操業の実施を通じた本格操業の再開。

◆福島県における漁業再開に向けた取組～販売を伴う試験操業の拡大～

○ 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定(試験操業対象漁業種類・海域についても同様)。

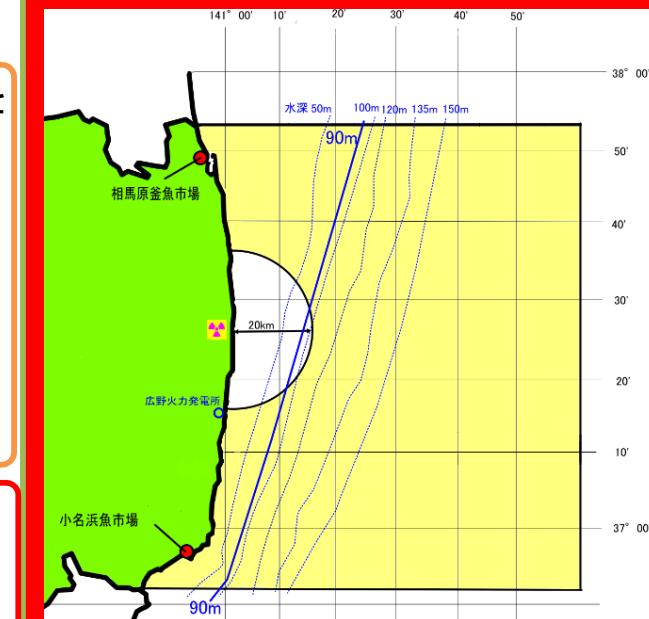
<相馬・双葉地区> ○ 平成24年6月から底びき網漁船により、3種に絞った試験操業・販売を開始。

<いわき地区> ○ 平成25年10月より底びき網漁業による試験操業を開始。

➡ 安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。

○ 漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成27年9月30日現在



試験操業の漁業種類: 全8漁業種(平成27年9月30日現在)

底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、船びき網漁業、潜水漁業及び貝桁網漁業

試験操業の対象種: 全64種(平成27年9月30日現在)

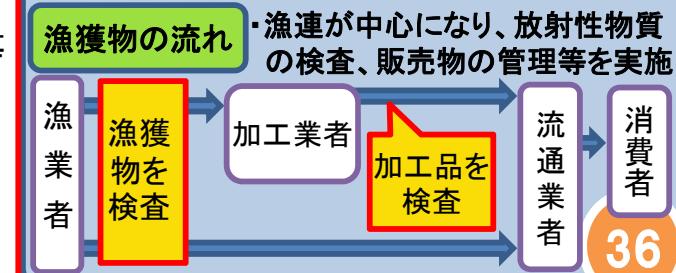
【魚類39種】アオメエソ、アカガレイ、コウナゴ、シラス、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダラ等

【甲殻類8種】ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ホッコクアカエビ等

【イカ・タコ類7種】スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ等

【貝類8種】アワビ、シライトマキバイ、ホッキガイ等

【その他2種】オキナマコ、キタムラサキウニ



食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

MAFF

- 風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応しているところ。26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。
- 農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係省庁等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信しているところ。
- 関係府省庁(消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、27年度は、意見交換会を全国で6回開催予定。

【残された課題】 消費者庁の調査によれば、被災地産品の購入・摂取をためらう人が一定程度存在。引き続き、丁寧に情報発信・意見交換を続けていくことが必要。

「風評対策強化指針」（平成26年6月23日）のポイント

強化指針1 風評の源を取り除く

- (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する 4府省庁連携 意見交換会の開催



平成27年度は全国6回開催(予定)

- 11月6日(金) 神奈川県小田原市
- 残り5回調整中

参考: 26年度開催実績

開催日	開催場所
平成26年8月25日	京都府京都市
平成26年12月10日	神奈川県横浜市
平成26年12月17日	岩手県盛岡市
平成27年1月15日	宮城県仙台市
平成27年1月23日	長野県長野市
平成27年2月12日	福島県いわき市



ポスター・リーフレット

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

- 「食べて応援しよう！」のキヤッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月)
- また、食品産業団体、都道府県、大学等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。

【残された課題】 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品(被災地産食品)を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



4大使による「日本橋ふくしま館 MIDETTE」訪問(27年1月 東京都)



セブン＆アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(27年3月)



県庁食堂で東北応援メニューを提供(26年11月 三重県)

これまでの取組:
うち被災地産食品販売フェア等: 958件
社内食堂等での食材利用: 209件
(23年4月～27年9月までの間)

1268件



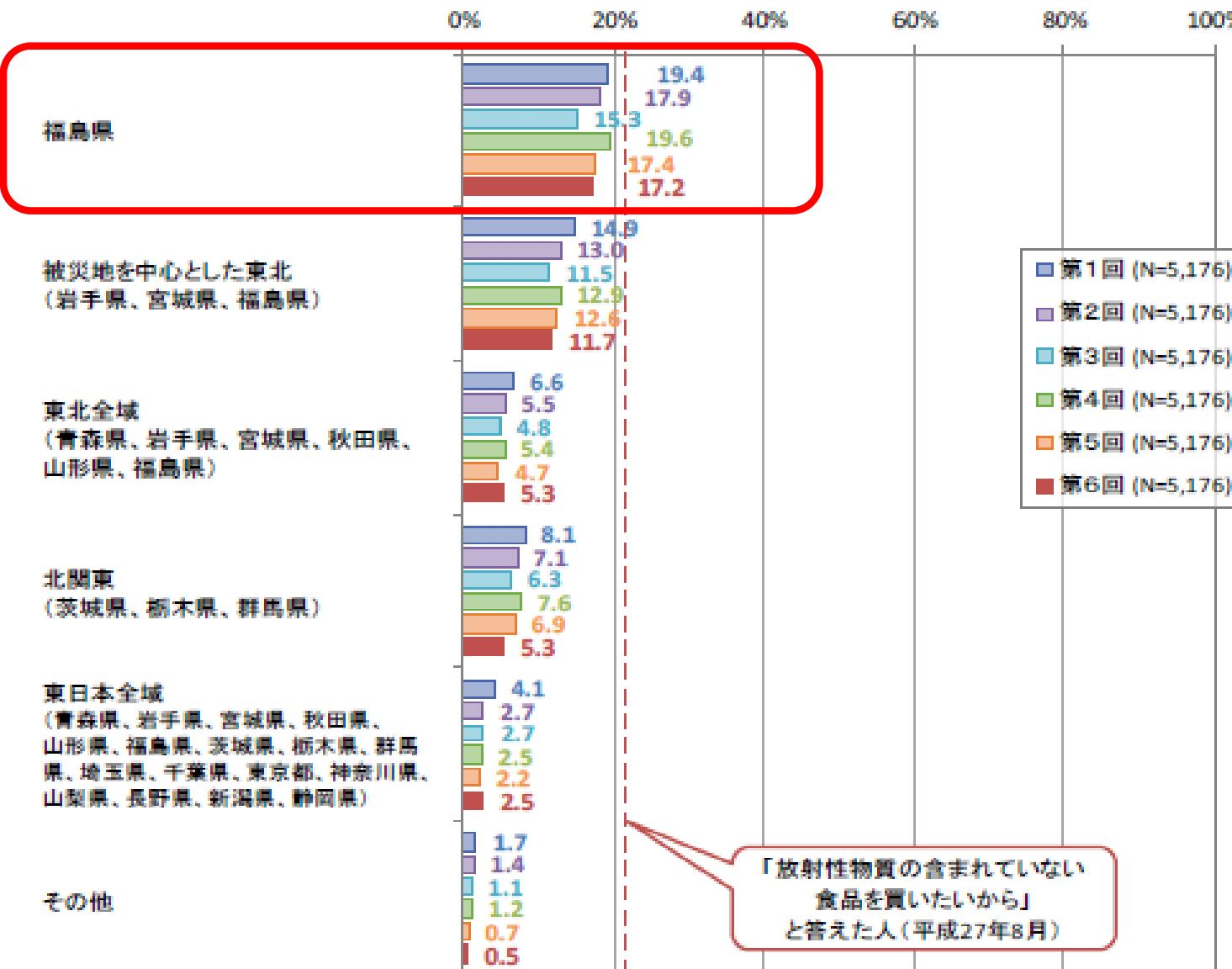
相模原市職員生協売店にて飲料・菓子等を販売(26年11月)

【参考】

消費者庁の実態調査によると、食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第6回調査では17.2%（第5回調査では17.4%）

食品を買うことをためらう産地

（消費者庁：食品中の放射性物質等に関する意識調査（第6回）結果より抜粋）



第1回：平成25年2月
第2回：平成25年8月
第3回：平成26年2月
第4回：平成26年8月
第5回：平成27年2月
第6回：平成27年8月

○福島県産農林水産物等の魅力をテレビCM等により発信するとともに、メディアを対象とした現場における安全性確保の取組を理解してもらうツアーや首都圏等における情報発信イベント等を展開。

平成27年度の取組内容

＜国内に向けた情報発信等＞

○テレビCM…TOKIOによるトマト、桃、米をテーマとしたCMを収穫時期に応じ放送。

○メディアセミナー・ツアー…福島県産農林水産物の魅力や安全性を伝えるため、桃、きのこについてメディアを対象としたセミナーの開催(東京)や現地ツアーを実施。

○情報発信イベント…福島県知事・副知事によるトップセールス(札幌、東京、大阪、県内)等、流通店舗等において販売を促すためのPRイベントを実施。

このほか、テレビ番組制作、ウェブ、新聞等を通じた情報発信や県内市町村や民間団体が行うPR事業への支援等を実施。

＜海外に向けた情報発信等＞

○福島県によるミラノ国際博覧会におけるイベントや香港での展示会出展等のPR活動及び福島県内の民間団体の行う海外PR活動への支援を実施。



テレビCM(桃編)



テレビCM(福島の取組(米)編)



桃のメディアセミナー
(H27.6、東京)



桃のメディアツアー
(H27.7、国見町)



福島県知事のトップセールス
(H27.7、万代 渋川店(大阪))



ミラノ国際博覧会 ふくしまワーケ
(H27.10、ミラノ)

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する働きかけ

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めているところ。
- 農林水産関係では27年9月30日までに、合計約7,340億円の請求に対し、約6,853億円を支払い(約93%)※。

※ 27年9月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

【残された課題】被害者等と東京電力が協議中の事項について、東京電力に適切に対応するよう働きかけ。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○ 農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(広島はしいたけのみ)

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○ 農産物加工・食品製造業

○ 農林水産物・食品の流通業

○ 輸出

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃の動き

MAFF

- 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、オーストラリア、タイの輸入規制の完全撤廃等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
2011年6月	カナダ
"	ミャンマー
2011年7月	セルビア
2011年9月	チリ
2012年1月	メキシコ
2012年4月	ペルー
2012年6月	ギニア
2012年7月	ニュージーランド
2012年8月	コロンビア
2013年3月	マレーシア
2013年4月	エクアドル
2013年9月	ベトナム
2014年1月	イラク
2014年1月	オーストラリア
	タイ
2015年5月	※一部の野生動物肉を除く

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
2014年 4月	EU	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
2014年 5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小（47都道府県→8県）
2014年 7月	シンガポール	輸入停止（福島県）→産地証明書添付で輸入可能（福島県の一部除く） 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小（8都県→3県）
2014年11月	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能（47都道府県）
2014年12月	バーレーン	検査報告書（47都道府県）→輸出実績証明書で輸入可能
"	米国	検査報告書（3県）の対象品目が縮小
"	オマーン	検査報告書（47都道府県）→輸出実績証明書で輸入可能
2015年2月	ブルネイ	輸入停止（福島県）→検査証明書添付で輸入可能（一部品目を除く） 検査証明書（福島県以外）→産地証明書（福島県以外）
2015年3月	米国	輸入停止（福島県他3県）→解除（一部の品目、証明書添付不要） 検査報告書（3県）の対象品目が縮小
2015年4月	米国	輸入停止（福島県他2県）→解除（一部の品目、証明書添付不要）
2015年5月	米国	輸入停止（福島県）→解除（一部の品目、証明書添付不要）
2015年7月	ロシア	輸入停止（8県の水産物）→青森県を解除（検査証明書添付で輸入可能）
2015年8月	米国	輸入停止（福島県他2県）→解除（一部の品目、証明書添付不要）

諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

MAFF

- 現在、主な輸出先である香港、台湾、中国及び韓国を重点として、規制の緩和・撤廃を申し入れ中。

【残された課題】引き続き香港、台湾、中国及び韓国を重点として規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例（平成27年6月末現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成26年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,343億円 (22.0%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	932億円 (15.2%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	837億円 (13.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	622億円 (10.2%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	409億円 (6.7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。